

Property Pro Smart

企業財産総合特約付
普通火災保険(一般物件用)
Chubb | Property

CHUBB®

2016年10月1日版

Property Pro Smartは企業の事業活動を取りまく様々な災害に備えた合理的なプラン選択ができる商品です。

特長

- お客様のニーズに応じて“3つのプラン”から選択できます。
- フルカバープランでよりワイドな補償が可能です。
- 財物損害補償と休業損失の補償を1つにまとめてご契約できます。
- 特約付帯により、地震・噴火・津波による財物の損害も補償ができます。

“3つのプラン”の財物の補償範囲は以下のとおりです。(○：補償します ×：補償しません △：限定して補償します)

補償プラン		フルカバー	総合	基本	
1	 火災	○	○	○	
2	 落雷	○	○	○	
3	 破裂・爆発	○	○	○	
4	 風災・ 雹災（ひょうさい）・ 雪災	○	○	○	損害額が20万円以上になった場合
5	 物体の落下、飛来、 衝突、接触、倒壊等	○	○	×	
6	 水濡れ	○	○	×	給排水設備に生じた事故または他人が所有・使用する戸室で生じた事故による水濡れ
7	 騒擾（そうじょう） およびこれに類似の 集団行動等	○	○	×	
8	 盗難	○	△	×	総合プランでは「商品・製品等」は対象となりません。 フルカバープランでは「商品・製品等」に生じた盗難は、自己負担額1万円
9	 水災	○	△	×	フルカバープランの場合、自己負担額1万円 総合プランにはお支払条件がありますので、 5ページをご確認ください。
10	 電氣的・機械的事故	○*	×	×	自己負担額：1万円 ※保険の対象および職作業に応じた特約を付帯して補償します。
11	 上記1から10以外の 不測かつ突発的な事故	○	×	×	自己負担額：1万円

さらに「費用保険金」をお支払いします。

損害保険金のお支払い時にプラスして、以下の費用保険金をお支払いします。

• 地震火災費用保険金

地震・噴火・津波を原因とする火災によって、次の損害が生じた場合、それによって臨時に生ずる費用に対してお支払いします。

建物が半焼以上となったとき	建物の保険金額 [*] の5%
設備・什器・商品などを収容する建物が半焼以上となったとき	設備・什器・商品などの保険金額 [*] の5%

(1事故、1敷地内につき300万円限度)

• 損害防止費用

左記1～3（フルカバープランの場合は1～3および10）の事故で要した費用のうち、弊社が必要または有益であったと認めた消火活動のための費用をお支払いします。

• 臨時費用保険金

フルカバープランでは左記1～11の事故で、総合プランでは左記1～7の事故で、基本プランでは左記1～4の事故で損害保険金をお支払いする場合、事故によって保険の対象に損害を受けたために臨時に生ずる費用に対してお支払いします。お支払額は損害保険金の30%です。(1事故、1敷地内につき500万円限度)

• 残存物取片づけ費用保険金

フルカバープランでは左記1～11の事故で、総合プランでは左記1～7の事故で、基本プランでは左記1～4の事故で損害保険金をお支払いする場合、事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対してお支払いします。お支払額は損害保険金の10%の範囲内で、実際に支出された額です。

• 失火見舞費用保険金

左記1または3の事故で、第三者の所有物に損害を与えた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対してお支払いします。お支払額は被災世帯数に20万円を乗じた額です。(1事故につき保険金額または保険価額のいずれか低い額の20%限度)

• 修理付帯費用保険金

左記1～3の事故で保険の対象に損害が生じた結果、その復旧にあたり弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対してお支払いします。(1事故、1敷地内につき保険金額^{*}の30%、または1,000万円のいずれか低い額が限度)

※保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

オプション（ニーズに合わせた各種特約）

補償を拡充させる特約を用意しました。(○：付帯できます ×：付帯できません)

	休業損害補償特約	休業損害補償追加特約 ^{*1}	借家人賠償責任補償特約	修理費用補償特約 ^{*2}	地震危険補償特約（縮小支払）
フルカバープラン	○	○	○	○	○
総合プラン	○	×	○	○	○
基本プラン	×	×	○	○	○

• 休業損害補償特約

- 保険金をお支払いする場合

火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災（ひょうさい）・雪災、（台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の）水災^{*3}、外部からの物体の落下・飛来、給排水設備事故の水濡れ、騒擾（そうじょう）等、盗難などの事故により保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払いします。（下線部分に起因する事故の場合には、下記※3をご覧ください。）

- 保険の対象

1. 保険証券記載の日本国内にある建物または構築物およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件
2. 保険証券記載の建物等のうち、他人が占有する部分
3. 保険証券記載の建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等
4. 保険証券記載の建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
5. 保険証券記載の建物等と配管または配線により接続している電気、ガス、水道または電信・電話の供給・中継

設備およびこれらに接続している配管または配線（下記※3をご覧ください。）

- 保険金の支払額

休業損失：

ご契約金額（粗利益日額）×休業日数
ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払いを免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。

• 休業損害補償追加特約

休業損害補償特約で補償される事故による損害のほか、偶然な事故により保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払いします。また、空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、回転展望台設備、シューター設備、厨房機械設備、駐車機械設備などに生じた電氣的・機械的事故に起因する損害もお支払いの対象となります。（この特約では、事故発生日を含む最初の3日間の損失は補償できません。）

• 借家人賠償責任補償特約

火災や破裂・爆発によって借用户室を損壊し、その借用户室の貸主に対して法律上

の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。（建物の借用面積や職業によっては付帯できない場合がございます。）

• 修理費用補償特約

火災、落雷、破裂・爆発、外部からの物体の落下・飛来、給排水設備事故の水濡れ、風災・雹災（ひょうさい）・雪災、騒擾（そうじょう）等、盗難などの事故により、借用する建物または戸室に損害が生じた場合において、被保険者（賃借人）が貸主との契約に基づき、自己の費用で修理したときの修理費用を補償します。

• 地震危険補償特約

建物、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品などに生じた地震または噴火による火災・損壊、破裂・爆発、水災等の損害を補償します。実際に発生した損害額から約款記載の自己負担額を差し引いた額に、あらかじめ決めておいた縮小割合（%）を乗じた金額をお支払いします。[建物の建築年や構造等によっては付帯できない場合がございます。また、休業損害は地震危険補償の対象にはなりません。]

※1 休業損害補償特約を付帯する場合に付帯できます。 ※2 借家人賠償責任補償特約を付帯する場合に付帯できます。 ※3 事故発生日を含む最初の3日間の損失は補償できません。

保険の対象

保険証券記載の日本国内に所在する以下のもの。

(○：保険の対象となります △：明記することで保険の対象となります ×：保険の対象とはなりません)

	フルカバープラン	総合プラン	基本プラン
建物	○	○	○
(建物に収容する) 設備・什器等	○	○	○
(建物に収容する) 商品・製品等	○	○	○
屋外設備・装置	○	×	○
門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物	△	△	△
貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(ことう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの	△	△	△
稿本、設計書、図案、雛型(ひながた)、鋳型(いがた)、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物	△	△	△
通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物	△	×	△

保険の対象とならないもの

- ・ 居住専用建物、店舗併用住宅建物、家財、動物、植物、生鮮食料品、青果物、冷凍・冷蔵物
- ・ 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除く)
- ・ 組立および据付中の屋外設備、設備、装置、機械
- ・ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されるプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ・ 野積みのお産、屋外に設置の自動販売機(その収容商品を含む)

保険金額について

- ・ 保険の対象(「建物」「設備・什器等」「商品・製品等」「屋外設備・装置」)のそれぞれに保険金額を設定してご契約ください。
- ・ 保険金額は保険の対象の価額(時価額^{※1}) いっぱいに設定してください。保険金額が時価額に満たない場合にはお支払いする保険金が損害額より少なくなる場合があります。

新価払保険特約をお勧めします

時価額^{※1}(保険価額)を基準として保険金をお支払いしますが、保険金だけでは十分な復旧ができない場合もあります。新価払保険特約をセットしてご契約頂いた場合には、再調達価額^{※2}での補償となります。(この特約の対象は、建物および機械設備・什器備品などで減価割合が50%以下のものとなります。また、商品・製品等は対象となりません。)

- ※1 再調達価額から使用による消耗分を差し引いた額
- ※2 保険の対象と同等のものを再築・再取得するのに要する額

保険金をお支払いできない主な場合	
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 3. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 4. 核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
不測かつ突発的な事故により生じた損害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険の対象の欠陥によって生じた損害 2. 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害(ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。) 3. 被保険者に保険金を取得させる目的をもって、保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害 4. 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 5. 詐欺または横領によって生じた損害 6. 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害 7. 万引き等によって生じた損害 8. 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取によって生じた損害を除きます。) 9. 保険の対象の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害 10. 保険の対象に生じた汚損、擦損、塗料のはがれその他単なる外形上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害 11. 保険の対象である楽器に生じた絃(ピアノ線を含みます。)/の切断または打楽器の皮の破損(保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。)/および音色または音質の変化の損害 12. 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、これらに関し、汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化、品質の低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害 13. 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害 14. 保険契約時に亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付後7日以内に生じたガラスの損害 15. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害 16. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、ねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害 17. 保険の対象に対する修理・清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 18. 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害 19. 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害 20. 保険契約者、被保険者または保険金受取人(これらの者の法定代理人を含みます。)/の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害 21. 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落(格落損害)によって生じた損害 22. 保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害 23. 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 24. 真空管、電球、その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害 25. 発酵または自然発熱の損害 26. 電氣的・機械的事故による損害[※] 27. 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害 28. 亀裂(きれつ)、変形その他これらに類似の損害
電氣的・機械的事故により生じた損害	<p>※ 電氣的・機械的事故による損害は、以下の特約を付帯して補償することができます。</p> <p>「建物付帯機械設備包括補償特約」 「工場内機械設備包括補償特約」 「事務・医療用機器補償特約」</p> <p>以下のものに生じた事故は補償の対象となりませんのでご注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリート製・陶磁器製(磚子(がいし)・磚管(がいかん)を除く)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具 2. 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ 3. 自走式の運搬車両、可搬式、移動式の機器(ただし、医療用機器は除く) 4. ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類。ただし、エレベータのワイヤロープおよび立体駐車場設備のチェーンは、対象設備に含まず。 5. 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀は、対象設備に含まず。 6. フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠その他、適用する特約の種類により補償の対象外となるものがありますので、詳しくは約款をご覧ください。

プラン	補償の範囲	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額等	
フルカバープラン	総合プラン 基本プラン	1. 火災	火災による損害	【基本プラン】 損害の額 ^{※2} × $\frac{\text{保険金額}^{\text{※1}}}{\text{保険価額}}$ ただし、保険金額または損害額のいずれか低い額が限度となります。 【総合プラン・フルカバープラン】 • 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合 損害の額 ^{※2} • 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合 保険金額を限度として、次式によって算出した額 損害の額 ^{※2} × $\frac{\text{保険金額}^{\text{※1}}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$ (注) 商品・製品等の盗難の場合には、自己負担額があります。
		2. 落雷	落雷による損害 (落雷による火災損害は1に含まれます。)	
		3. 破裂・爆発	破裂・爆発そのものの損害、被爆損害 (破裂・爆発による火災損害は1に含まれます。)	
		4. 風災・雹災 (ひょうさい)・雪災	台風・旋風・竜巻・暴風等の風災損害、雹災 (ひょうさい) 損害、豪雪、雪崩 (なだれ) 等の雪災損害を受け、その損害額が20万円以上 (敷地内ごと) になったとき	
		5. 物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊等	建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊による損害 (雨、雪、あられ、砂塵 (さじん)、粉塵 (ふんじん)、煤煙 (ばいえん) 等の物の落下・飛来による損害を除きます。)	
		6. 給排水設備事故の水濡れ等	給排水設備に生じた事故あるいは被保険者以外のものが占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、または溢水 (いっすい) による水濡れ	
		7. 騒擾 (そうじょう)	数世帯以上の平穏が害されるようなデモや学生運動等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為による損害	
	8. 盗難	【総合プランの場合】建物、設備・什器等 【フルカバープランの場合】建物、設備・什器等、商品・製品等、屋外設備 建物保管中の業務用通貨・預貯金証書	盗難 (強盗・窃盗またはこれらの未遂) によって保険の対象に生じた盗取、損傷、汚損 (貴金属・宝石等の明記物件の盗難の場合1事故につき1個または1組ごとに100万円限度) ※ 設備什器等が保険の対象である場合に限り、保険証券記載の建物内で通貨が盗まれたとき、または預貯金証書が盗まれ、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたが、預貯金口座から現金が引き出されたとき	
	9. 水災	(総水合害保険金の場合) 建物 設備・什器等、商品・製品等 【フルカバープランの場合】	a. 損害額が保険価額の30%以上となった場合 上記 a. 以外で地盤面より45cmを超える浸水による損害 b. 損害額が保険価額の15%以上30%未満の場合 c. 損害額が保険価額の15%未満の場合 d. 地盤面より45cmを超える浸水による損害	保険金額 ^{※1} × $\frac{\text{損害の額}^{\text{※2}}}{\text{保険価額}}$ × 70% 保険金額または保険価額のいずれか低い額 × 10% (1事故、1敷地内につき200万円限度) 左記 b.c.d. の保険金を合わせて1事故、1敷地内につき200万円限度 保険金額または保険価額のいずれか低い額 × 5% (c. と d. の保険金を合わせて1事故、1敷地内につき100万円限度) • 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合 (損害の額 ^{※2} - 自己負担額) であり、保険金額 ^{※1} を限度とします。 • 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合 保険金額を限度として、次式によって算出した額 $\left(\frac{\text{損害の額}^{\text{※2}}}{\text{自己負担額}} \right) \times \frac{\text{保険金額}^{\text{※1}}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$
	10. 電氣的・機械的事故	下記の機械、設備・什器類に生じた電氣的・機械的事故によって被った損害を補償します 「建物付帯機械設備包括補償特約」 - 建物に付帯する以下の機械、機械設備または装置 空気設備、電気設備、給排水・衛生・消火設備、昇降設備、窓ふき用ゴンドラ設備、回転展望台装置、エアシューター設備、ネオンサイン設備、厨房機械設備、駐車機械設備、洗濯機械設備、その他の設備 「工場内機械設備包括補償特約」 - 工場敷地内において、その工場の機能を維持するために設置されている機械、機械設備または装置 (自走式の運搬・荷役機械を除く) 「事務・医療用機器補償特約」 - 施設敷地内において以下の事務用機器や医療用機械器具 - (事務用機器) …事務用機器類 - (医療用機械器具) …手術台、照明器、消毒器、殺菌水装置、麻酔器、呼吸補助器、内臓機能代用器、保育器、X線装置、放射性物質診療用器具、理学診療用器具、検査用器具、医療用鏡、その他の医療用機械器具 - (その他の機械設備) …空調設備、電気設備、給排水・衛生設備・消火設備、厨房機械設備、洗濯機械設備	【保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合】 (損害の額 ^{※2} - 自己負担額) ただし、建物付帯機械設備包括補償特約では建物の主契約保険金額の30%を限度とし、それ以外では保険金額 ^{※1} を限度とします。 【保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合】 保険金額を限度として、次式によって算出した額 (ただし、建物付帯機械設備包括補償特約では建物の主契約保険金額の30%を限度とします。) $\left(\frac{\text{損害の額}^{\text{※2}}}{\text{自己負担額}} \right) \times \frac{\text{保険金額}^{\text{※1}}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$ 損害が発生した対象設備の修理のため、対象設備以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を1回の事故につき300万円を限度として損害の額に算入します。 対象設備に組み込まれたプログラム・記録情報・ソフトウェアの修復、再作成または再取得を必要とする場合は、1回の事故につき100万円を限度として損害の額に算入します。	
11. 上記1から10以外の不測かつ突発的な事故	上記1から10の事故を除き、不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合	【保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合】 (損害の額 ^{※2} - 自己負担額) ただし、保険金額 ^{※1} を限度とします。 【保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合】 保険金額を限度として、次式によって算出した額 $\left(\frac{\text{損害の額}^{\text{※2}}}{\text{自己負担額}} \right) \times \frac{\text{保険金額}^{\text{※1}}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$		

※1 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。 ※2 損害額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。企業財産総合特約付普通火災保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。本制度の具体的な内容については弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。弊社営業店までお問い合わせください。

ご契約の種類	解約返れい金
企業財産総合特約付普通火災保険*	補償割合 80%

保険金支払い

- 破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払（補償割合100%）
- 3ヶ月経過後は、補償割合80%

※ご契約者が、個人・小規模法人である場合に補償の対象となります。

- Property Pro Smart とは、普通火災保険（一般物件用）に企業財産総合特約を付帯した商品です。
- 企業財産総合特約とは、『企業財産総合特約（基本補償）』、『企業財産総合特約（総合補償）』、『企業財産総合特約（フルカバー補償）』の総称です。
- ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をご参照ください。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、企業財産総合特約付普通火災保険（一般物件用）約款・特約集をご参照ください。ご契約手続き、その他この保険の詳しい内容は取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- Property Pro Smart は「企業財産総合特約付普通火災保険」のペットネームです。

取扱代理店

引受保険会社

Chubb損害保険株式会社 P&C本部
2016年10月1日、「エース損害保険株式会社」から社名変更
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
03-6364-7140(代)
www.chubb.com/jp

Chubb. Insured.SM